

出土品等の取扱いに関する基準

(目的)

第1条 この基準は文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下、「法」という。）、保存・活用の必要性・可能性のある出土品等の区分に関する基準（平成10年3月26日千葉県教育委員会教育長裁定。以下、「千葉県基準」という。）及び千葉県埋蔵文化財取扱要綱（平成12年3月30日千葉県教育委員会教育長裁定。以下、「要綱」という。）に基づき、船橋市における出土品及び調査資料の移管及び保管にさいし、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この基準における「出土品」とは、船橋市内でおこなわれた埋蔵文化財発掘調査によって出土したもののうち千葉県基準第2条に掲げるもので、要綱第9条の規定による文化財認定及び千葉県に帰属したもののうち、要綱第16条の規定により船橋市へ譲与されたものをいう。

2 この基準における「調査資料」とは法第92条第2項の規定により作成した埋蔵文化財の記録を提出するまでの埋蔵文化財発掘調査における一切の記録、報告書作成の必要上作成及び収集・統計された一切の資料をいう。

(調査者からの移管)

第3条 当該調査者は出土品及び調査資料について、法第92条第2項の規定により作成した埋蔵文化財の記録（以下、「報告書」という。）の提出をもって要綱第8条第1項に定める当該調査者の保管を終了し、船橋市教育委員会文化課（以下、「文化課」という。）の指示に従って、文化課へ出土品及び調査資料の移管をおこなうものとする。

(活用のための移管)

第4条 前条において移管された出土品及び調査資料は、文化課が管理のため必要な処置を講じたのち、保存・公開その他の活用のため、文化課の指示に従って船橋市郷土資料館（以下、「資料館」という。）もしくは船橋市飛ノ台史跡公園博物館（以下、「博物館」という。）に移管するものとする。

(出土品及び調査資料の活用)

第5条 前条により資料館及び博物館に移管された出土品及び調査資料は、移管された資料館及び博物館の責任において保管・収蔵するものとする。

2 資料館及び博物館に移管された当該出土品及び調査資料の活用は資料館もしくは博物館それぞれにおける収蔵資料の取扱い基準及び規定に拠るものとする。

3 前項に定める「出土品及び調査資料の活用」とは申請に基づく当該出土品の貸し付けも含むものとする。

(移管の単位)

第6条 出土品及び調査資料は、報告書記載の発掘調査の地点を単位として移管または保管する。ただし、文化財の管理・公開その他の活用を行うのに適する場合においてはこの限りではない。

2 報告書記載の発掘調査地点以外での出土品及び調査資料の保管については、別に文化課が指示するものとする。

(分別)

第7条 資料館もしくは博物館に移管される出土品及び調査資料は次のとおりとする。

1 周知の埋蔵文化財包蔵地である飛ノ台貝塚における出土品及び調査資料は博物館に移管するものとする。

2 前項に定める埋蔵文化財包蔵地以外における出土品及び調査資料については当該発掘調査地点の主となる時代をもって移管するものとする。

(1) 縄文時代を主な時代とする発掘調査地点の出土品及び調査資料については博物館に移管するものとする。

(2) 縄文時代以外の時代を主な時代とする発掘調査地点の出土品及び調査資料については資料館に移管するものとする。

3 文化課が調査・研究・公開・保存その他の活用に適する保管であると認める場合においては前項の限りではない。

(台帳の作成)

第8条 出土品及び調査資料の移管にあたっては別に要綱の定めるところに従って、文化課、移管された資料館もしくは博物館において台帳を作成することとする。また、作成された台帳は文化課・資料館・博物館において所有する。

(疑義)

第9条 この基準に定めない事項又はこの基準について疑義が生じたときは、その都度、文化課、資料館、博物館及び当該調査者が協議して判断するものとする。

附則

- 1 この基準に記載するところの「当該調査者」とは、文化財保護法に則って発掘調査の届出または発掘調査の通知を提出したものとする。
- 2 この基準は平成13年10月1日より施行する。

附則

この基準は平成27年4月1日より施行する。